

## 第43回 芝富士地区まちづくり協議会 議事要旨

### (1) 日時

令和6年9月25日（水）午後6時30分～8時30分

### (2) 場所

芝富士公民館 1階ホール

### (3) 出欠者（会員数6名）

- ・会員：5名（欠席者1名）
- ・事務局：川口市6名、株首都圏総合計画研究所3名

### (4) 議事次第

- 1) 開会
- 2) 協議会について
- 3) 現状報告及び意見交換
  - (1)道路後退の内容確認等について
  - (2)道路の整備及び今年度の進め方について
  - (3)主要区画道路の沿道ヒアリングの実施について
  - (4)公園部会について
  - (5)緑道について
- 4) 閉会

### 【配布資料】

- ・次第
- ・資料1：協議会会則
- ・資料2：現況報告及び意見交換



▲当日の意見交換の様子

(5) 議事概要 (○：協議会会員の発言、→：事務局の発言)

1) 開会

会長より、開会の挨拶。

2) 協議会について

事務局より、各自会員及び役員として引き続き協議会に参加することを確認した。

3) 現況報告

事務局より「資料：現況報告及び意見交換」について、資料に基づき説明。

各報告事項について、以下の通り意見交換を行った。

【(1)道路後退の内容確認等について】

特に意見なし。

【(2)道路の整備及び今年度の進め方について】

○：主要区画道路 1 号について、道路部会を行わないのはなぜか。事務局の判断によるものか。

○：道路部会の開催について事務局より事前に相談を受けた。道路部会は一度解散しており、より詳細な協議が必要になった際に再度開催することとしている。主要区画道路 1 号は用地買収が 2 件と少なかったことから、改めて道路部会を設ける程ではないと判断し、開催しないこととした。

→：次回の協議会で主要区画道路 1 号の協議する予定だが、道路の断面について、他に新たな内容はあまり考えられない。そのため、元道路部会長との相談を踏まえ、道路部会は開催しないこととした。

○：前回の協議会の中で、協議会会員より小学校前の主要区画道路 1 号の部分が実態と違うのではないかという指摘があり、この点についても確認していく必要がある。

→：主要区画道路 1 号の線形は整備計画の図が誤っており、現在の道路線形で拡幅することを予定している。

→：第 41 回協議会資料に主要区画道路 1 号の線形についての詳細な説明があるため、確認していただくとよい。

○：主要区画道路 3 号にグリーンベルトができた。主要区画道路 4 号も主要区画道路 3 号と同じように自転車の通行帯や通学路をペイントで示すか標識を用意するなどしてほしい。4 号も車が抜け道として利用すると三角地と隣り合わせで危険である。

→：道路管理課に要望があったことを伝える。

○：主要区画道路 2 号について、整備後に自動車の速度が上がったと聞いている。道路部会の中では、自転車通行帯の整備について、道路幅員の関係で自転車専用レーンの塗装はできないが、矢印型の塗装なら可能であることがわかった。また、芝富士地区全域のゾーン 30 の導入を提案した。一方で、住宅地の整備が進むと同時に制限速度 30km/h が定められている状況である。本来は、芝富士地区全域で速度を制限するためにゾーン 30 による規制を行うことが望ましい。主要区画道路の拡幅整備の完成を待たずに、ゾーン 30 の導入を検討したほうが良い。芝富士 1 丁目公園前の幅員 8m の道路も、朝に抜け道として利用されており危険である。安全対策は可能なところから対策を始めてほしい。

→：過去に警察とゾーン 30 による規制について協議をしたところ、主要区画道路 3、4 号

の完成後にゾーン 30 による規制を行うことが望ましいとのことであった。現状でゾーン 30 による規制が可能か警察に再度確認してみる。また、整備の途中段階で自転車通行の矢羽根を整備することは難しい。

○：通学路上の交差点に横断歩道と一時停止が必要である。

→：公民館前の T 字路（主要区画道路 2 号と 3 号の交差部）については、横断歩道を設置する予定である。

○：主要区画道路 5 号と 3 号の交差部についても同様にしてほしい。

○：主要区画道路 2 号の整備は 11 月までにすべて終わるのか。

→：その予定である。

○：主要区画道路 2 号は雨天時に冠水しやすいため、できるだけ早くかさ上げしたほうがよい。

→：主要区画道路 2 号の整備が進み車のスピードが速まったということだが、地区内にヒヤリハット地点はあるか。

○：現在は特にないが、主要区画道路 3 号が広くなることで飛び出しが発生することが考えられる。

○：主要区画道路 5 号が優先道路であり、一時停止がない。主要区画道路 3 号と 5 号の交差部では、3 号側に一時停止があるとのことだが、5 号側を走る車両の速度が速い。3 号が広くなる際に事故の危険性が上がるのではないか。また、ゾーン 30 を検討するようだが、30km/h の速度制限とすることとの違いはあるのか。

○：主要区画道路 5 号は優先道路となっており、車両の速度が落ちないため、特に朝が危ない。地区全体でスピードの抑制策が必要である。

→：ゾーン 30 は規制のかかっている区域にあるすべての道路で速度制限がかかることになる。今後法改正で幅員 6m 未満の生活道路は法定速度 30km/h になるが、整備後には幅員 6m を超えてしまうため、ゾーン 30 をかけることが望ましい。

○：車道の幅員が 6m か。自転車通行ゾーンの塗装は行わないのか。

○：現状、車道と歩道の区別がない。主要区画道路 2 号と 3 号のみ歩行者通行のカラー塗装がされている。

○：主要区画道路 5 号は 30km/h の速度制限となっている。東西は速度制限がなく、拡幅後は車の速度が上がることが懸念される。ゾーン 30 は、速度制限を設けるだけでなく、目の錯覚を起こす舗装や、道路に凹凸や植栽など障害物を設置することで速度を抑制するものである。

→：速度制限以外の速度抑制策について、その内容を警察と協議するなどして検討すると良い。

→：道路の安全策について、道路管理課に伝えるなど対策を検討する。

○：警察による取締りも抑止力になるのではないか。ゾーン 30 の周知も必要だが、芝富士小学校の校門側で警察の取締りが有効だったように、警察との連携が必要ではないか。

○：停止線が主要区画道路 1 号は両側から一時停止する必要があるが、自転車が飛び出すことがあるため大変危険である。

○：主要区画道路 1 号の電信柱がなくなったことは事業に関係あるのか。

→：買収ができたため、電信柱が道路の邪魔にならないように早めに対応した。

○：学校側が後退したのか。

→：複雑だった学校の敷地と道路との境界を整備し、学校側が後退した。

○：主要区画道路 1 号と主要区画道路 2 号の隅切りの扱いはどうなるのか。

→：次回以降、図面等を用いて主要区画道路 1 号の進捗を報告する。

### 【(3)主要区画道路の沿道ヒアリングの実施について】

- ：14名のうち、対面で実施できたのはどの程度か。対面であるかどうかは重要である。  
また、アンケート票はどのような内容だったか。連絡の取れていない方について、今後どうするのか。
- ：対面で実施できた人数はすぐにはわからない。ヒアリング内容は毎年変わらず、建物調査の希望や事業協力が可能な時期等について伺っている。調査を毎年行うことで相続などの事情が分かる。
- ：対面で話を伺えず、連絡もない場合もある。主要区画道路4号の一部権利者に向けて、説明会を開くなどしたこともある。ヒアリングは交渉が進んでいない方に行っており、今回はそうした対象者が14件あった。
- ：用地買収や寄附後退が行われない場合、道路の整備は進まないのか。一年に一回のヒアリングで本当に完成するのか。
- ：用地買収が終わった場合、寄附後退側を待たず拡幅工事を行うことを考えている。用地買収への協力は任意であり時間を要する。
- ：主要区画道路4号は現状で協力が得られていない件数が多いため、なかなか完成しないのではないか。
- ：主要区画道路3号で、5号の東側にある芝富士コーポの向い新しい賃貸住宅は、買収が難しいのではないか。
- ：個別の用地買収の進捗状況についてはお答えできない。
- ：主要区画道路3号では、拡幅できるところから積極的に整備を進めてきた。拡幅が進まない場合、寄附した方の不満にもなる。また、寄附を迷っている方にとっては決断にくい。事業としての正当性があり、説明会も行ってきたため、もっと積極的に用地買収を進めてもよいのではないか。主要区画道路3号、4号では、拡幅可能な区画ごとに整備を進めるべきである。次回協議会で整備スケジュールを示してくれることを期待している。
- ：街区ごとであれば拡幅できるが、用地買収が1、2件進む度に整備することは難しい。
- ：寄附側の3件は、当該箇所が数センチ程度であるため、すぐ整備できるのではないか。  
電線等の工事についても、東京電力に工事するよう強く言ってほしい。
- ：電線を民地の上に通すことはできず、主要区画道路4号で電柱を動かせないということがある。東側は早ければ来年取り組みたい。
- ：電柱があっても民地側の後退済み区域を一時的に歩道のように整備すればよいのではないか。
- ：仮整備をして、明確に駐車禁止にするなどして対処することも考えられる。
- ：14件中6件が未回収であること、そして対応策を考えていないことは大きな問題である。
- ：改めてヒアリングの当たり方の工夫をする。今まで一回も会えていない人がいるか把握しておく。
- ：用地買収の対象者について、隅切り対象者以外の連絡先は把握している。連絡の取り方について工夫する。
- ：アンケートは配布後回収に行くのか。
- ：返信用封筒を投函しているため、アンケートの回収に行くということはないが、一度の調査で2度訪問することにしている。
- ：用地買収は代替地を用意するのか。

→：市の所有地は未接道や私道沿道が多い。用地買収の対象者は公道沿道に住んでおり、私道沿道に住むことは考えづらい。

#### 【(4)公園部会について】

- ：公園部会の際には、健康遊具もあるとよいという話があったと思う。初回だったため、大まかな話をした。
- ：資料に飛び出し防止と記載されているが、歩道があるのに問題があるのか。また、公園の大きさはどの程度であり、出入り口に柵は設置するのか。
- ：北側は歩道がないため、直接子ども等が飛び出す危険性がある。柵をつくるかどうかも含めて協議していく予定である。公園の大きさは、およそ 30m×12m の 220 m<sup>2</sup>程度である。
- ：大きい遊具等を置けないのであれば、ベンチ等を置く憩いの場となるような設えにすることが望ましい。子供が活発に利用するような大きい公園にはできないように思う。「ミニ多目的公園」というような、地域にあった公園にしてほしい。
- ：犬の散歩での利用やコンビニ利用者にたむろされる懸念があるため、鍵をつけて管理することが望ましい。
- ：高校の通学経路の近くであり、学生が利用することも考えられる。
- ：鍵の管理を地域で行うのは難しいのではないか。
- ：コンビニに近く居心地がよくなれば、たむろされる危険があるため、鍵の管理を行うことが望ましい。次回公園部会には、公園に関する意見を言っていただいた協議会員にもぜひ参加してもらいたい。
- ：次回開催案内は公園に関する意見を言っていただいた協議会員にも送付する。

#### 【(5)緑道について】

- ：蓄電式のソーラーライトについて、日陰だと活用できないのではないか。また、あまり良いものを設置すると盗難の恐れがある。
- ：活用の可能性を含めて、日陰や冬場における実験が必要である。
- ：地震時を想定し設置するのはよいが、水害時は水路を通行できない。
- ：高い場所に設置するなどの対策が考えられる。また、センサーライトを設置している家がいくつかあるため、これらも災害時に役立つ可能性がある。
- ：地震時は停電するため電線を利用する形式は望ましくない。
- ：夜間に点灯する防犯灯があるが、地震時に活用できないか。
- ：非常時は停電するため、電線が必要な防犯灯の利用は難しい。
- ：防犯カメラは何台設置されているか。また、誰が見ることができるのか。
- ：4台設置されている。
- ：芝富士2丁目公園周辺で事故があった際に防犯カメラの画像の確認について警察から許可を求められたが、町会長でも録画データを見ることはできない。
- ：防犯カメラの録画データで避難経路を確認するなど、どこを利用して避難しているのかを把握できるとよい。
- ：緊急の避難ではなく余裕のある状況での避難であれば、明るく広い道を通って学校に向かうことができる。一方、停電時の緊急の避難においては、太陽光蓄電のライトが活用されることが考えられる。
- ：地震時よりも火災時の方が緑道を使って逃げることが考えられる。また、川口市で用水路上に照明をつける事例はあるのか。

- ：市内の幅が広い用水路で照明をつけている事例がある。
- ：現在の車止めは両側の隙間から自転車やバイクが入ってきてしまうため、公園の入口にある自転車止めのようなものを設置するとよい。バイクが入ってくると、水路上の蓋が劣化しているため音が出てしまう。
- ：蓋や緑道入口の自転車止め等の整備について河川課と検討する。
- ：元々、水路は蓋をしていなかった。
- ：水路が明るくなることについては、人により好みがわかれる。
- ：実験で使用するライトは、点灯させるためにスイッチを押す必要があるのか。
- ：今回使用するライトは人感センサー付きであり、人が前を通ると明るくなる。
- ：緑道のような暗い場所でも蓄電は可能なのか。
- ：人感センサーがついているということは、前面を通るまで点灯しないため、避難の趣旨に合っていないのではないか。
- ：暗い場所で蓄電が可能かを確認するためにも、実験を行う必要がある。
- ：ライトの点灯時間はどのくらいなのか。
- ：性能的には、3~4時間点灯可能と見込んでいる。
- ：日中の蓄電で3~4時間点灯可能ということは、決して短いわけではない。こうしたライトの管理は河川課が行うのか。
- ：置いたままにすると管理しきれないのではないか。
- ：実際にライトをどのように利用するか、実用的なのかを含め、実験を踏まえ検討する。
- ：実験をしてみて、どのように活用できるか判断すると良い。
- ：実験場所について会長に相談する。会長宅前も実験の候補地として考えられる。
- ：用水路のため必要以上に明るい必要はない。また、実験の結果、他の利用方法が見えてくるかもしれない。ただし、用水路の蓋を再整備にするにも、バイクや自転車が通行する限り問題は解決しない。バイクや自転車が通行できないよう対策したうえでペイント等の施策を考えると良い。
- ：照明だけでなく現状の緑道が抜本的に改善されるよう検討してほしい。また、私道と水路の段差の解消を希望する箇所があれば個別に相談したいとあるが、希望調査を行うのか。消極的のように見受けられるが、事前に危険な箇所を減らさなくてよいという見解なのか。
- ：どのように意向を把握するか方法を検討する。

#### 4) 閉会

- ・次回協議会は11月中旬～下旬を予定している。日程は事務局が調整する。
- ：次回、開催通知はもう少し早めにもらいたい。

以上